

演習2 こどもの悩みへの共感力の向上

<事例>

Aは、(小・中・高)学校の()年生(Aの校種、学年はグループ内で設定する)に在籍する男子児童(生徒)である。他の児童(生徒)をからかったり、ちょっかいを出したりすることが多く、また時には粗暴な振る舞いをすることもあった。担任はその都度Aの保護者と話をしてきた。しかし、保護者は、Aは親愛の情を示しているだけであり、個性として受け止めて欲しいと繰り返すだけであった。

ある日の昼休み、Aの学年主任が図書室の前を通りかかったところ、Aが同じクラスの児童(生徒)Bをからかっているところを見付けた。からかわれていたBから、これまでも同様の行為を受けて迷惑をしているという訴えを聞いた学年主任は、Aを制止し、「このようなことをしてはいけない」と注意した。

学年主任はすぐに担任及び生徒指導主事に、Aの行為やAへの指導の経緯について報告した。放課後、Bの保護者から担任に電話があり、Aの行為はいじめに該当すると思うので、きちんと対処して欲しい旨の申し出を受けた。保護者は、BはAの行為を苦痛に感じておりAに会うことを嫌い、登校を渋るそぶりを見せているという。このことを担任が学年主任に報告し、学年主任から生徒指導主事、教頭に報告された。そして、臨時の「学校いじめ対策委員会」が開かれることになった。

参考：「平成30年度いじめの問題に関する指導者養成研修」資料

(1) この事例はいじめに該当するか。

該当する 該当しない

下記の項目をチェックしながら判断しましょう。

- | |
|---|
| <input type="checkbox"/> 行為をした者も行為を行った者も行為の対象となった者も児童生徒 |
| <input type="checkbox"/> 一定の人的関係が存在する |
| <input type="checkbox"/> 心理的又は物理的な影響を与える行為をした |
| <input type="checkbox"/> 対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じている |

(2) 該当(認知)したあとの対応の方向・内容 (「いじめの迅速な対応」の資料を参考に)

被害児童生徒に対して

加害児童生徒に対して

いじめを見ていた児童生徒に

保護者に対して